

○ ご挨拶 ～ 交通基本法案にまつわる「初夢」

国土交通省総合政策局公共交通政策部
参事官 石井昌平

皆様、新年明けましておめでとうございます。私は、総合政策局公共交通政策部の参事官の石井昌平です。総合政策局公共交通政策部において、主に交通基本法案の策定・成立に向けての取組みを担当しています。年明け新年号の挨拶文ということで、交通基本法案にまつわる「初夢」をいくつか述べさせていただきます。

まず、交通基本法案自身がまだ成立に至っていませんので、最初の「初夢」は法案成立です。「地域交通の危機」、「日本の経済成長には交通インフラの整備が不可欠」といったことが言われている中、交通分野において基本法を制定して、個々の交通問題への取組みを、バラバラではなく、総合的かつ計画的に展開するための法的な基礎を造ることは大事ではないかと考えます。間もなく開会する通常国会での成立に向け、皆様のご支援をよろしくお願いします。

さて、その交通基本法案ですが、その守備範囲は実に広いです。法案をご覧くださいますと分かりますが、その対象は、人の移動のみならず、物の移動まで、そして、地域の足(交通手段)の確保のような話から、国際輸送網の話まで、多種多様です。ただ、一番初めに規定される国の基本的施策が「日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保(第16条)」であることからお分かりになるように、「地域の足確保」が法案策定の最大の眼目であることは言うまでもありません。

また、交通基本法は基本法なので、許認可や補助金といった規定がなく、「交通に関する考え方や取組みはかくあるべし」という、ある意味常識的なことを、これでもかこれでもかと書き連ねています。また、これらの方向性に沿って、関係する主体——国、地方公共団体、事業者、国民——がそれぞれ取り組む責務を有すること、そしてお互いに協力し合う責務を有することを謳っています。交通基本法を、交通問題を一気に解決してくれる「魔法の杖」や「即効薬」と考えておられる方には若干物足りなく感じられるかもしれませんが、交通基本法は、交通問題を解決しようとする場合の取組みの善し悪しを測る「モノサシ」を、きちんと法律という形で国が定めるものだとご理解いただければと思っています。

法案策定に携わった者としては、「地域の足確保」のため、交通基本法の内容や考え方を地域の皆様——地方公共団体の皆様、住民の皆様、事業者の皆様、等々——がそれぞれよく理解し、「モノサシ」を使いながら自ら行動していただくとともに、さらには、この交通基本法を踏まえ、地域においても、自分たちで自分たちの「モノサシ」を考え、条例等の形で交通に関する「モノサシ」を纏めていただければ、これ以上の喜びはありません。これが二つ目の「初夢」です。

交通基本法案では、国に「交通基本計画」策定を義務づける(第15条)一方、地方公共団体の皆さんには交通計画を作って下さいと書き込んでいません。その代わり、

地方公共団体の施策として、「地方公共団体は、…交通に関する施策を…総合的かつ計画的に実施するものとする(第28条)」と規定しており、計画的に施策を推進することを期待しています。最近の法律では、地方分権の観点から地方公共団体に対して「こうして下さい」という義務的な規定をおことはほとんどありません。しかし、国も地方も厳しい財政状況の下、物事を進めて行くに当たっては、施策を計画的に遂行することが大事であることは言うまでもありません。したがって、法案策定に携わった者としては、「地域の足確保」のため、地域の皆様が、お互いに十分相談し、連携を図っていただいた上で、交通に関する計画、又は交通を含む計画を策定し、それに沿って施策を推進していただければと願うばかりです。これが三つ目の「初夢」です。

そして、交通基本法をきっかけに、以上のような地域の取組みが功を奏して、交通問題についてみんなが関心を持ち、自分の問題として取り組んだ結果として、一步でも「地域の足確保」に向け世の中が改善され、「学校や病院や商店に行きやすくなった！」という人々の笑顔が少しでも増えることを願っています。これが四つ目の「初夢」です。

以上、とりとめのない「初夢話」を書き連ねましたが、2012年(平成24年)におきましては、皆様の交通問題への取組みがより実りあるものとなり、これらの「初夢」が単なる「夢」ではなく、「正夢」になりますよう祈念して、私のご挨拶に代えさせていただきます。

なお、交通基本法案の内容は、国土交通省のホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000136846.pdf>)においてご覧になれます。

○地域公共交通確保維持改善事業平成24年度予算

平成23年12月24日に平成24年度予算の政府案が閣議決定されました。

国土交通省関係予算のポイントとしましては、東日本大震災からの復興等及び国民生活の安心・安全の確保に総力をあげて取り組むとともに、震災を契機として我が国が抱える諸課題を克服し、我が国の明るい未来を築くため「持続可能で活力ある国土・地域づくり」を強力に推進するというものです。

その中で、全国のいずれの地域においても待ったなしの課題である生活交通の確保・維持や改善を推進する「地域公共交通確保維持改善事業」については、約332億円が計上されました。このうち、東日本大震災からの復興対策として、被災地におけるバス交通などの確保・維持の取組みを支援するために、復旧・復興経費として約26億円が計上されています。

今後とも、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリア)が解消等されるよう、被災地を含め全国の生活交通の適切な確保・維持等を進めてまいります。

○交通基本法の動向

交通基本法案は、昨年3月8日に国会に提出され、現在、継続審議となっております。早期成立に向け全力で取り組んで参りますので、皆様のご協力をお願い致します。

※交通基本法案の概要、条文等につきましては、こちらをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000032.html

○交通の諸問題に関する検討会について

昨年12月8日に「国際競争力の強化、地域の活力の向上、総合的な交通体系の整備」をテーマとして第5回会合を、22日には「安全の確保、環境負荷の低減等及びこれまでの自由討論をふりかえって」をテーマとして第6回会合を、それぞれ開催致しました。

9月12日の第1回以降、テーマごとに現状や課題などについて幅広く議論をいただきました。これまで6回の検討会を通じて、我が国経済社会が今後目指すべき「価値」、その価値に対して交通が「貢献」できること、その際に不可欠な「視点」が整理されて参りました。

今後は、次のステップとして、これまで本検討会においてご議論いただいたことをベースに、全国各地で行われている生活交通の確保のための取り組みや、国際競争力の強化に向けた取り組みなどについて、シンポジウムを開催して、実際に取り組んでこられたり、これから取り組もうとしておられる方々の話をお聞きしたり、検討会委員に現地で直接視察いただいたりするなどして、議論を深めて参ります。

※これまでの検討会の具体的内容については、国土交通省のホームページにおいて掲載されておりますので、ご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000027.html)

なお、地方公共団体職員の皆様におかれましては、本検討会について、機会をとらえて、地方公共団体の長、議会議長、議会議員等の方々も含め、幅広くお知らせいただきますようお願い致します。

○地域公共交通コーディネータと共に考える会を開催しました(中部運輸局)

平成23年11月21日、三重運輸支局が三重県と共催して「地域公共交通コーディネータと共に考える会」を開催し、53名の自治体担当者等に参加いただきました。

この「地域公共交通コーディネータと共に考える会」は、地域公共交通の維持・発展に向けた取り組みの一環として、地域の協議の場としての「地域公共交通会議」等の更なる活用を図るべく、会議を主宰する自治体の交通担当者を交え、さまざまな地域にて公共交通に関する活動を行っていただいている地域公共交通コーディネータの方々と情報共有と、課題解決策の検討を行うために開催しました。

考える会には、三重県を居住地とされているコーディネーターを中心に、7名のコーディネーターの方々に参加いただき、第一部では、三重県の協議組織の現状を確認した後、コーディネーターの皆様で、「協議する場の位置づけと運用の仕方」と「住民のニーズの把握と住民意見の反映」の2つのテーマをまとめ、共有しました。その後、第二部では、ワークショップ形式により第一部でまとめられた2つのテーマ及び、自治体の担当者の皆様が持っている日頃の課題や悩みなどについて、コーディネーターがファシリテート役となり意見交換を行いました。

今回の考える会では、自治体担当者のニーズが高かった「相談できる識者や仲間がほしい」といったことや、「他の自治体の取り組みを共有するための情報交換ができる場が必要」といったことに対応することができ、識者や自治体担当者間の距離が縮まったのではと感じております。参加いただいた自治体担当者からは「良い機会であった」との評価をいただき、「継続して開催してほしい」との要望もあり、今後も引き続き考える会を継続していくこととしております。

〇UD(ユニバーサルデザイン)タクシー車両の展示を行いました(中部運輸局)

中部運輸局では、移動を制約される方だけでなく、誰もが利用可能な車両であるUD(ユニバーサルデザイン)タクシー車両を、多くの方々に知ってもらうため、日産自動車の御協力を得て、UDタクシー車両の展示を行いました。

展示車両：日産 NV200バネットタクシー

〇UDタクシー車両を展示

11月30日の10:00～15:00まで名古屋合同庁舎第一号館正面出入口に展示しました。また、展示と併せて「みんなのタクシー」のDVDの上映も行いました。

〇UDタクシーを紹介する大小4枚のパネルを展示

名古屋合同庁舎第一号館正面出入口フロアーに、11月24日から5日間展示しました。

車両展示当日は好天で、愛知県を中心に40社程度のタクシー事業者や庁舎来庁者など、200名以上の方が車両を見学されました。

見学者の中には、車いすに座ったまま乗車したり、メーカー担当者に装置の使い方や車両の説明を聞いたりするなど、熱心に車両を見ている方もいらっしゃいました。

また、UDタクシー車両のパンフレットが無くなってしまい、急きょ追加で用意するなど、多くの方にUDタクシー車両を知っていただく機会となりました。

中部運輸局では、自治体の担当者を対象に2月に開催を予定している「平成23年度『交通まちづくり教室』」の中でも、UD車両を展示し、最新の車両に触れていただけ

る機会を設けたいと考えております。

▼静岡運輸支局ホームページでUDタクシー車両を紹介しています。

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/shizuoka/taxi-conference-ud.html>

○地域公共交通確保維持改善セミナーの開催について(沖縄総合事務局)

沖縄総合事務局運輸部では、12月14日(水)に那覇市内において「地域公共交通確保維持改善セミナー」を開催しました。

当セミナーは、地域公共交通の確保維持改善に実際に取り組んできた方々による基調講演や事例紹介等を通じて、沖縄における地域公共交通確保維持改善の取組を促進するとともに、地域公共交通確保維持改善についての関心・理解を増進することを目的として、地方自治体の交通政策担当者、公共交通事業者・団体等を対象に開催したものです。

当日は、お二人の講師の先生方から講義をいただくとともに、沖縄総合事務局運輸部企画室長の広瀬行久より地域公共交通確保維持改善事業についての講演を行いました。さらに、当室職員が、12月始めに広島県安芸太田町に現地調査を行い、沖縄県では導入事例のないデマンド交通の様子もお話させていただきました。

【当日行われた講義】

○基調講演/「地域に役立つ公共交通を地域自ら『つくり』・『守り』・『育てる』方法」

名古屋大学大学院環境学研究科 准教授 加藤 博和 氏

○事例紹介/「当別町における官民共同コミュニティバス事業について」

北海道当別町企画部企画課企画振興係 主任 鰐淵 真太郎 氏